

看護師特定行為研修等支援事業

1 事業の目的・概要

県内の在宅医療の推進や医師の負担軽減のため、医師の判断を待たず、手順書により特定行為を行える看護師を養成する病院等の開設者に対して、研修費用を助成します。

2 補助事業者

所属している職員の身分を保持したまま、「特定行為研修」、「特定行為研修を組み込んだ新たな認定看護師教育（Ｂ課程）」を受講させた県内の病院、診療所、訪問看護ステーションの開設者。

3 補助対象経費

補助事業者が費用負担した受講費用（入学金、受講料、実習費、教材費、参考図書費）

4 補助率

①補助率は、補助事業者が負担した受講費用の2分の1

②補助基準額は受講者1人当たり75万円を上限とします。

（＝1人当たり最大37.5万円の補助）

5 留意事項

① 令和8年度の補助対象となるのは、研修の修了日が令和9年3月31日までの研修です。

②この事業の詳細については、「千葉県看護師特定行為等研修支援事業補助金交付要綱」を御確認ください。

③予算の都合により、補助対象人数を調整させていただく場合があります。